

サーキュラー・エコノミーの実現に向けた社会実装化事業実施要綱

(制定) 令和6年3月19日付5環資計第694号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）において事業者等が実施する、サーキュラー・エコノミーの実現に繋がるプラスチックや食品ロスの削減に係る取組に対し、東京都（以下「都」という。）がその経費の一部を補助する「サーキュラー・エコノミーの実現に向けた社会実装化事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 サーキュラー・エコノミー 従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものをいう。

第3 本事業の内容

1 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者等（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者であって、2の補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

- (1) 法人格を有する団体又は任意団体等であること。

「任意団体」とは、法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体をいう。

ア 定款に類する規約等を有し、次のイからエまでについて明記されていること。

イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

エ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

- (2) 補助対象事業に係る経費について、既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等の交付を受けていない者又は受ける予定のない者であること。

- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以

下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)

イ 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)

ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者

オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

2 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間に実施される事業であること。

(2) 都内におけるサーキュラー・エコノミーの実現に繋がるプラスチックや食品ロスの削減に係る取組のうち、地域でのモデル事業や実証事業、関連する調査や情報発信等を行うものであること。

(3) 原則として、複数の事業者・団体等が連携して取り組むものであること。

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、旅費、通信運搬費、消耗品費、広告料、賃借料、印刷製本費、補助人件費、備品購入費、外注費、謝金、保険料等に要する費用とする。ただし、人件費(補助人件費を除く。)その他本事業の完了後においても必要となる経常経費、本事業の実施に必要と認められない経費、領収書等により支払の事実が確認できないもの、本事業の実施期間外に使用した経費及び既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されているものを除く。

4 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1とする(補助範囲となる経費に1,000円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てる。)。ただし、補助対象事業1事業ごとに200万円を上限とする。

第4 本事業の実施体制

1 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が補助対象者に対して補助金を交付するために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第5 予算措置

都は、次の各項に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 1 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等(以下「規程等」という。)を制定すること。
- 2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年3月19日付5環資計第694号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。